



固定資産税についてのお知らせ

◎縦覧制度について

この制度は、固定資産税の納税者自身が固定資産の価格が適正であるかどうかを確認するために、他の土地・家屋の価格と比較ができるように行われるものです。

■縦覧期間 4月1日(水)～6月1日(月)
8:30～17:15(土・日・祝日を除く)

■縦覧場所 税務課

■縦覧できるもの

土地価格等縦覧帳簿:所在地番、地目、地積、評価額
家屋価格等縦覧帳簿:所在地、家屋番号、用途、構造、床面積、評価額

■縦覧できる人

土地または家屋の固定資産税納税者、納税管理人、納税者から委任された人

※委任された人は本人確認ができるものと委任状をお持ちください。

◎土地の地目変更などについて

令和2年度における固定資産税は、令和2年1月1日現在の状況により課税されますので、令和元年中(平成31年中)に土地の地目や地積が変更となった場合は、変更後の内容により課税されることになります。

特に、農地(田・畠)や山林から、宅地や雑種地に地目が変更となる場合は、課税の基礎となる評価額が高くなるため、固定資産税の額も上がることになりますので留意ください。

※農地の転用許可を受けた場合や、太陽光発電設備の用地は雑種地または宅地での評価となります。

●問い合わせ先

税務課 税務係 TEL 72-3113(内線135、137)

「わたしのあんしん連絡カード」をご活用ください

豊前築上の1市3町で取り組んでいる在宅医療・介護連携推進事業(※)において、医療機関や介護事業所などの連携をスムーズに行うことを目的に「わたしのあんしん連絡カード」を作成しました。必要事項を記入し、お薬手帳や健康保険証に挟むことで、ご本人の情報を医療・介護関係機関などで共有でき、より適切な医療や介護サービスを受けることができます。

「わたしのあんしん連絡カード」は上毛町地域包括支援センターでお渡ししています。詳しくは上毛町地域包括支援センターにお問い合わせください。

※医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して取組む事業です。

●問い合わせ先

上毛町地域包括支援センター(げんきの杜内)
TEL 84-7322



地震による倒壊の恐れがあるブロック塀などの撤去費用の一部を助成します

■対象となる工事

- ①道路に面する高さが1メートル以上のブロック塀など
- ②町が危険と判断したもの

■助成金額

撤去工事費の2分の1(ただし10万9千円を限度)
※補助金を希望する場合は、町との事前協議が必要です。
※撤去後、ブロック塀を再築する場合は建築基準法、その他関係法令の遵守が必要です。

老朽危険家屋等除却促進事業補助金のお知らせ

老朽化して危険度の高い空き家などの除却費用の一部を助成します。

■対象となる工事

- ①周辺の住環境などを悪化させ放置されているもの
- ②木造若しくは軽量鉄骨造の建築物
- ③老朽度判定の結果、基準を満たしたもの
- ④補助を受ける目的で故意に破損させたものでないこと

■助成金額

撤去工事費の2分の1(ただし50万円を限度)
※補助金を希望する場合は、町との事前協議が必要です。

●問い合わせ先

住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線142)

国民年金学生納付特例のお知らせ

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられていますが、学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。保険料を納められないときは必ず手続きをしてください。

■申請に添付が必要な書類

在学期間がわかる学生証のコピー(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーを含む)または在学証明書(原本)

なお、すでに学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている方で、引き続き在学予定の方は、「国民年金保険料学生納付特例申請書」が4月1日に送付されます。この申請書はハガキ形式となっており、必要事項を記入してポストに投函することで申請することができます。この場合、学生証の写しなどを添付する必要はありません。

●問い合わせ先

住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)

「新婚世帯・子育て世帯新生活応援補助金」のお知らせ

町への移住・定住を促進するため、新たに町内の民間賃貸住宅に入居する新婚世帯または子育て世帯に引越費用や家賃などの一部を補助します。



■対象者

○新婚世帯
結婚後1年以内で年齢の合計が80歳未満のご夫婦

○子育て世帯
入居後1年以内で小学生以下の子さんがいる世帯

※生活保護を受けている場合や町税などに滞納がある場合は対象となりません。

※子育て世帯は町外から入居した場合に限ります。

※この他にも要件がありますので、詳しくは企画情報課までお問い合わせください。

■補助金額など

対象経費	補助金額・期間など
初期費用	引越費用、敷金礼金などの賃貸借契約費用から住宅手当を控除した額 上限:112,200円(1回限り)
家賃	家賃月額から住宅手当を控除した額 上限:月11,220円(最長3年間)

●申請・問い合わせ先

企画情報課 企画情報係 TEL 72-3112(内線122)

「上毛町赤ちゃん祝金」のお知らせ

上毛町では、次代を担う子どもの誕生を祝福し、健やかな成長を願って「赤ちゃん祝金」を支給します。

■対象者

- 平成31年4月1日以降に出生し、出生時に上毛町の住民基本台帳に登録されているお子さんの父または母
 - お子さんの出生時において、1年以上、上毛町に住所を有している父または母
- ※生活保護を受けている場合や町税などに滞納がある場合は、支給できません。

■祝金の額 第1子 50,000円
第2子 70,000円
第3子以降 100,000円

■申請に必要なもの

- ①支給対象児が記載された戸籍謄本
- ②振込先通帳の写し
- ③印鑑

■申請期間 出生児の出生日から1年内

●問い合わせ先
子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3127(内線227)

軽自動車税(種別割)の減免について

身体や精神に障がいのある方が使用する軽自動車などで、一定の要件に該当する場合は、納税義務者の申請により軽自動車税(種別割)が減免になります。

■対象となる車両

- 障がいを有する方が所有する軽自動車
 - 障がいを有する方のために運転する軽自動車(生計同一の方)
- ※障がいの等級によっては減免の対象にならない場合があります。



■申請に必要なもの

- 納税義務者の印鑑
- 身体障害者手帳など(障がいの等級が確認できる書類)
- 運転免許証(運転する方のもの)
- 納税義務者の個人番号(マイナンバー)が確認できるもの

※車検証により構造変更の確認ができない場合は構造変更などが確認できる書類を提出していただきます。

※減免の対象となる車両は軽自動車と普通自動車と合わせて1台に限ります。

■申請期限 6月1日(月)まで

※申請は、毎年必要ですのでご注意ください。

●問い合わせ先
税務課 税務係 TEL 72-3113(内線136)

普通自動車(自動車税)の減免については、下記の問い合わせ先までご確認ください。

●申請・問い合わせ先
行橋県税事務所 総務課 TEL 0930-23-2216